

## 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 章 一般的事項</p> <p>第 1 1 節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効</p> <p>4 7 消滅時効</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方税の徴収権の時効は、納付若しくは納入に関する告知、督促又は交付要求に係る地方団体の徴収金については、納付又は納入に関する期限までの期間等それぞれ所定の期間は完成せず、その期間を経過した時から新たにその進行を始めるものであること。また、徴収の猶予又は差押財産の換価の猶予がされている期間内は進行しないものであること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ (法 1 8 の 2)</p> <p>(3) 地方税の徴収権で、偽りその他不正の行為により税額を免れ又は税額の還付を受けた地方税（当該免れ又は還付を受けた税額が当該地方税の一部である場合は当該地方税の全部）に係るもの時効は、原則として、その地方税の法定納期限の翌日から起算して2年間は、進行しないものであること。（法 1 8 の 2 ③）</p> <p>(4) 地方税についての時効が完成せず、又は新たにその進行を始めるときは、その完成せず、又は新たにその進行を始める地方税に係る延滞金についての時効は、完成せず、又は新たにその進行を始めるものであること。また、地方税が納付されたときは、その納付された地方税に係る延滞金についての時効は、その納付</p>	<p>第 1 章 一般的事項</p> <p>第 1 1 節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効</p> <p>4 7 消滅時効</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方税の徴収権の時効は、納付若しくは納入に関する告知、督促又は交付要求等により中断されるものであり、</p> <p>_____</p> <p>_____ 徴収の猶予又は差押財産の換価の猶予がされている期間内は進行しないものであること。また、地方税の徴収権で、偽りその他不正の行為により税額を免れ又は税額の還付を受けた地方税（当該脱税が地方税の一部である場合は当該地方税の全部）に係るもの時効は、その地方税の法定納期限の翌日から起算して2年間は（納付若しくは納入に関する告知又は申告納付若しくは申告納入に係る地方税の申告書の提出があった部分については、その処分又は行為の日まで）は、進行しないものであること。（法 1 8 の 2）</p> <p>(3) 地方税についての地方税の徴収権の時効が中断し、又は地方税が納付され、若しくは納入されたときは、その中断し、又は納付され、若しくは納入された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権につき、その時効が中断するものであること。（法 1 8 の 2 ⑤）</p>

の時から新たに進行を始めるものであること。(法18の2⑤・⑥)

なお、これらの場合、時効が完成せず、若しくは新たにその進行を始める地方税又は納付された地方税に係る延滞金の全額について時効が完成せず、又は新たにその進行を始めるものであること。

(5) 略

第2章 道府県民税

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

12の2 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金((3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。)を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の4(当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市(以下この章において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合は、100分の2)に相当する金額(当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の4(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額)を当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。(法37の2①)

(1)～(3) 略

(4) 次に掲げる法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金  
(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)

なお、この場合、時効が中断した地方税又は納付され、若しくは納入された地方税に係る延滞金の全額について時効が中断するものであること。

(4) 略

第2章 道府県民税

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

12の2 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金((3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。)を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の4(当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市(以下この章において「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合は、100分の2)に相当する金額(当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の4(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額)を当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。(法37の2①)

(1)～(3) 略

(4) 次に掲げる法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金

ア～キ 略

(5) 略

(6) 租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動法人に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び(7)に掲げる寄附金を除く。）

(7) 略

12の5 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って道府県において作成された申請書により提出するものであること。これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、道府県は必ず法定された様式によらなければならないものであること。

また、当該申請書に基づき寄附金税額控除が適用されるものであることから、総務省令で定められた様式にあるとおり、当該申請書の提出に当たっては、納税義務者の記名\_\_\_\_\_が必要であり、当該申請書は書面（正本に限る。）によらなければならないものであること。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する場合は、当該申請書の提出が書面により行われたものとみなすものであること。この場合、当該電子情報処理組織を使用する申告特例対象寄附者は、当該申請書を書面により提出するときに記載すべきこととされている事項を、申告特例対象寄附者の使用に係る電子計算機から入力することにより申請しなければならないこと。（法附則7③・④）

ア～キ 略

(5) 略

(6) 租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動法人に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの\_\_\_\_\_及び(7)に掲げる寄附金を除く。）

(7) 略

12の5 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って道府県において作成された申請書により提出するものであること。これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、道府県は必ず法定された様式によらなければならないものであること。

また、当該申請書に基づき寄附金税額控除が適用されるものであることから、総務省令で定められた様式にあるとおり、当該申請書の提出に当たっては、納税義務者の記名及び押印が必要であり、当該申請書は書面（正本に限る。）によらなければならないものであること。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する場合は、当該申請書の提出が書面により行われたものとみなすものであること。この場合、当該電子情報処理組織を使用する申告特例対象寄附者は、当該申請書を書面により提出するときに記載すべきこととされている事項を、申告特例対象寄附者の使用に係る電子計算機から入力することにより申請しなければならないこと。（法附則7③・④）

(6)～(12) 略

## 第5 申告

15の2 給与所得者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の2)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の3第10項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する控除対象扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を経由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(10) 略

15の3 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の3)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第9項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する控除対象扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務

(6)～(12) 略

## 第5 申告

15の2 給与所得者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の2)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の3第10項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を経由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(10) 略

15の3 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の3)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第9項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務

者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(10) 略

### 第3節 法人の道府県民税

4.4.2 以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項\_\_\_\_\_、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②、令8の6①・⑦・8の8）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項\_\_\_\_\_、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第6

者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(10) 略

### 第3節 法人の道府県民税

4.4.2 以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②、令8の6①・⑦・8の8）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第6

3条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

**44の2** 法第53条第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。(法53②)

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の11第5項、第68条の13第4項\_\_\_\_\_、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の9①)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項\_\_\_\_\_、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の10①)

**49の2** 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)

3条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

**44の2** 法第53条第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。(法53②)

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の9①)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の10①)

**49の2** 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)

の施行の日から令和7年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下49の2において同じ。）若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいい、同条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下49の2において同じ。）が、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下49の2において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下49の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下49の2において「寄附金支出事業年度」という。）又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度（以下49の2において「寄附金支出連結事業年度」という。）において、法附則第8条の2の2第1項から第6項までの規定による控除（以下49の2において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額（2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の5.7に相当する金額とすること。ただし、

の施行の日から令和7年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下49の2において同じ。）若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいい、同条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下49の2において同じ。）が、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下49の2において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下49の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下49の2において「寄附金支出事業年度」という。）又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度（以下49の2において「寄附金支出連結事業年度」という。）において、法附則第8条の2の2第1項から第6項までの規定による控除（以下49の2において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額（2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の100分の5.7に相当する金額とすること。ただし、

当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除、控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の道府県民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の道府県民税の法人税割額とする。）の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。（法附則8の2の2①・③）

(4) 略

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（(15)及び(16)を除く。）の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法23④IV）

(1)～(11) 略

(12) 給与等の支給額が増加した場合 \_\_\_\_\_ の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5、法附則8⑩・⑬）

(13) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の6 ②・⑤・⑥、法附則8⑮）

(14) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の7④～⑥・⑨・⑩、法附則8⑰・⑱）

当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除 \_\_\_\_\_、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の道府県民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の道府県民税の法人税割額とする。）の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。（法附則8の2の2①・③）

(4) 略

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（(14)及び(15)を除く。）の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法23④IV）

(1)～(11) 略

(12) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5、法附則8⑩・⑬）

(13) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5の2②・⑤・⑥、法附則8⑮）

(15) 法人税額からの外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法66の7④～⑥・⑧～⑩）

(16) 法人税額からの外国関係法人に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法66の9の3④・⑤・⑦～⑨）

50の2 50(5)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)及び(14)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 法人が50(14)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、租税特別措置法第42条の12の7第4項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした情報技術事業適応設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額がある場合にあっては当該事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同条第6項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

50の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。（法23①IVのⅢ）

(1)～(11) 略

(12) 給与等の支給額が増加した場合 \_\_\_\_\_ の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の6、法附則8⑫・⑭）

(13) 略

(14) 法人税額からの外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法66の7④～⑥・⑧～⑩）

(15) 法人税額からの外国関係法人に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法66の9の3④・⑤・⑦～⑨）

50の2 50(5)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13) \_\_\_\_\_ における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(4) 略

50の4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。（法23①IVのⅢ）

(1)～(11) 略

(12) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の6、法附則8⑫・⑭）

(13) 略

(14) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に  
係るものを除く。）（措置法68の15の7、法附則8⑱・㉔）

(15) 法人税額からの外国関係会社に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除（  
措置法68の91④・⑤・⑦～⑨）

(16) 法人税額からの外国関係法人に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除（  
措置法68の93の3④・⑤・⑦～⑨）

50の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に  
係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法23①IVのIV、令6  
の23）

(1)及び(2) 略

(3) 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除  
額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の15の5  
⑤）

(4) 使途秘匿金の支出に対する法人税額（措置法68の67①）

(5) 土地譲渡利益金額に対する法人税額（措置法68の68①・⑨・68の69  
①）

50の6 50の4(5)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)及び(14)における中小連結  
親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 法人が50の4(14)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどう  
かは、租税特別措置法第68条の15の7第4項の規定により控除された金額が  
ある場合にあってはその取得等をした情報技術事業適応設備を事業の用に供した  
日の現況により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額があ  
る場合にあっては当該連結事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同

(14) 法人税額からの外国関係会社に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除（  
措置法68の91④・⑤・⑦～⑨）

(15) 法人税額からの外国関係法人に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除（  
措置法68の93の3④・⑤・⑦～⑨）

50の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に  
係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法23①IVのIV、令6  
の23）

(1)及び(2) 略

(3) 特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除額が  
ある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の15の4⑤）

(4) 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除  
額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の15の5  
⑤）

(5) 使途秘匿金の支出に対する法人税額（措置法68の67①）

(6) 土地譲渡利益金額に対する法人税額（措置法68の68①・⑨・68の69  
①）

50の6 50の4(5)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13) \_\_\_\_\_ における中小連結  
親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(4) 略

条第6項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

54 53、53の2及び53の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。（法53⑤・⑨・⑫・⑮、令8の13・8の17・8の20・8の23）

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項\_\_\_\_\_、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)～(4) 略

## 第6節 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

### 第23 特別徴収

85 特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合又は納税義務者が投資一任契約に基づき金融商品取扱業者に支払うべき特定費用の金額がある場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額又は当該特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える金額を控除した金額）に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならないものであること。（法71の51③、法附則35の3の2②）この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

## 第3章 事業税

### 第2節 法人事業税

54 53、53の2及び53の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。（法53⑤・⑨・⑫・⑮、令8の13・8の17・8の20・8の23）

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)～(4) 略

## 第6節 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

### 第23 特別徴収

85 特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合\_\_\_\_\_には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額\_\_\_\_\_に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならないものであること。（法71の51③、法附則35の3の2②）この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

## 第3章 事業税

### 第2節 法人事業税

#### 第4 課税標準の算定

##### 2 報酬給与額の算定

4の2の17 法附則第9条第13項及び第14項に規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業税においては、適用するものであること。また、連結法人については、単体法人ごとに適用するものであることに留意すること。

なお、控除の要件の判定の基礎となる新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額、控除対象新規雇用者給与等支給額並びに控除対象新規雇用者給与等支給額の計算に用いる雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額は、これらの給与等の支給額に、その給与等に充てるため他の者から支払いを受けた金額がある場合には、当該金額を控除するものであり、その給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下4の2の17において同じ。）がある場合には、新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額にあっては当該雇用安定助成金額を控除しない金額であるが、控除対象新規雇用者給与等支給額、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額にあっては当該雇用安定助成金額を控除した金額であることに留意すること。

非課税事業若しくは収入金額課税事業（以下この章において「非課税事業等」という。）、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この章において「所得等課税事業」という。）又は同項第3号に掲げる事業（以下この章において「収入金額等課税事業」という。）のうち複数の事業を併せて行う法人の付加価値割の課税標準はそれぞれの事業ごとに算定するものであり、法附則第9条第13項及び第14項（これらの規定を第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により控除する金額については、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額によるものであること。（法附則9

#### 第4 課税標準の算定

##### 2 報酬給与額の算定

4の2の17 法附則第9条第13項及び第14項に規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業税においては、適用するものであること。また、連結法人については、単体法人ごとに適用するものであることに留意すること。ただし、継続雇用者給与等支給額、継続雇用者比較給与等支給額、国内設備投資額及び当期償却費総額については、単体法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の全体について計算した額のいずれかの場合に要件を満たしていれば足りるものであること。

非課税事業若しくは収入金額課税事業（以下この章において「非課税事業等」という。）、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この章において「所得等課税事業」という。）又は同項第3号に掲げる事業（以下この章において「収入金額等課税事業」という。）のうち複数の事業を併せて行う法人の付加価値割の課税標準はそれぞれの事業ごとに算定するものであり、法附則第9条第13項及び第14項（これらの規定を第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により控除する金額については、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額によるものであること。（法附則9

⑬～⑯、令附則 6 の 2 ④・⑤)

(1) 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人 控除対象新規雇用者給与等支給額 を、雇用者給与等支給額のうちそれぞれの事業に係る額（当該額の計算が困難であるときは、雇用者給与等支給額に、法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（外国法人にあつては、恒久的施設）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。（3）において同じ。）のうちそれぞれの事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額）で按分したものに、それぞれの事業に係る雇用安定控除調整率を乗じて計算した金額

なお、控除対象新規雇用者給与等支給額及び雇用者給与等支給額は、給与等の支給額に、その給与等に充てるため他の者から支払いを受けた金額がある場合には、当該金額を控除するものであり、その給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額であることに留意すること。

(2)及び(3) 略

#### 7 所得の算定

**4の7の4** 法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前10年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。（法72の23①・④、平成30年改正法附則6⑨、令20の3・21・21の2）

(1)及び(2) 略

(3) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の所得の算定上生じた欠損金額又は個別欠損金額で、各事業年度の所得等課税事業又は収入金額等課税事業（法第72条の2第1項第3号ロに掲

⑬～⑯、令附則 6 の 2 ④・⑤)

(1) 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を、雇用者給与等支給額のうちそれぞれの事業に係る額（当該額の計算が困難であるときは、雇用者給与等支給額に、法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（外国法人にあつては、恒久的施設）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。（3）において同じ。）のうちそれぞれの事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額）で按分したものに、それぞれの事業に係る雇用安定控除率を乗じて計算した金額

(2)及び(3) 略

#### 7 所得の算定

**4の7の4** 法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前10年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。（法72の23①・④、平成30年改正法附則6⑨、令20の3・21・21の2）

(1)及び(2) 略

(3) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の所得の算定上生じた欠損金額又は個別欠損金額で、各事業年度の所得等課税事業又は収入金額等課税事業（法第72条の2第1項第3号ロに掲

げる法人が行う事業に限る。)に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額又は個別欠損金額に限るものであること。

この場合において、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第6条第9項又は令第21条の2の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額について、これらの規定に規定する特定ガス供給業（以下(3)において「特定ガス供給業」という。）に係る部分と一般ガス導管事業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業をいう。4の9の4及び9の6の2において同じ。）又は特定ガス導管事業（同条第7項に規定する特定ガス導管事業をいう。4の9の4及び9の6の2において同じ。）に係る部分とを区分して特定ガス供給業の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を、欠損金額又は個別欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して特定ガス供給業の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定することが適当であること。（平成30年改正法附則6⑨、令21の2）

また、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額について、同項に規定する小売電気事業等又は発電事業等に係る部分と法第72条の2第1項第2号に規定する電気供給業に係る部分とを区分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を、欠損金額又は個別欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定す

げる法人が行う事業に限る。)に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額又は個別欠損金額に限るものであること。

この場合において、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第6条第9項又は令第21条の2の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額について、これらの規定に規定する特定ガス供給業（以下(3)において「特定ガス供給業」という。）に係る部分と一般ガス導管事業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業をいう。4の9の4及び9の6の2において同じ。）又は特定ガス導管事業（同条第7項に規定する特定ガス導管事業をいう。4の9の4及び9の6の2において同じ。）に係る部分とを区分して特定ガス供給業の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を、欠損金額又は個別欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して特定ガス供給業の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定することが適当であること。（平成30年改正法附則6⑨、令21の2）

また、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額について、同項に規定する小売電気事業等又は発電事業等に係る部分と法第72条の2の2第1項第2号に規定する電気供給業に係る部分とを区分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定すべきであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を、欠損金額又は個別欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定す

ることが適当であること。（令和2年改正法附則6②）

(4) ア又はイに掲げる企業組織再編成が行われた場合における繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額の取扱いについても、4の7の4(2)及び(3)に留意するものであること。（法72の23①・④、令20の3・21②）

ア 略

イ 繰越欠損金額等に係る制限

(ア) 4の7の4(4)アの適格合併に係る被合併法人（内国法人との間に支配関係を有するものに限る。）又は4の7の4(4)アの残余財産が確定した他の内国法人（以下4の7の4(4)イ（ア）において「被合併法人等」という。）の未処理欠損金額等には、当該適格合併が共同で事業を行うためのものに該当する場合又は当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の5年前の日、当該被合併法人等の設立の日若しくは当該内国法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係があると認められる場合のいずれにも該当しない場合には、支配関係事業年度（当該被合併法人等と当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた日の属する事業年度をいう。）前に生じた欠損金額又は個別欠損金額及び支配関係事業年度以後に生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは含まれないものであること。（法人税法57③参照）

(イ) 内国法人と支配関係法人（当該法人との間に支配関係がある法人をいう。以下4の7の4(4)イ（イ）において同じ。）との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で法人税法第61条の13第1項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下4の7の4(4)イ（イ）において「

ることが適当であること。（令和2年改正法附則6②）

(4) ア又はイに掲げる企業組織再編成が行われた場合における繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額の取扱いについても、4の7の4(2)及び(3)に留意するものであること。（法72の23①・④、令20の3・21②）

ア 略

イ 繰越欠損金額等に係る制限

(ア) 4の7の4(4)アの適格合併に係る被合併法人（内国法人との間に支配関係を有するものに限る。）又は4の7の4(4)アの残余財産が確定した他の内国法人（以下4の7の4(4)イ（ア）において「被合併法人等」という。）の未処理欠損金額等には、当該適格合併が共同で事業を行うためのものに該当する場合又は当該被合併法人等の当該適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の5年前の日、当該被合併法人等の設立の日若しくは当該内国法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係があると認められる場合のいずれにも該当しない場合には、支配関係事業年度（当該被合併法人等と当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた日の属する事業年度をいう。）前に生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは含まれないものであること。（法人税法57③参照）

(イ) 内国法人と支配関係法人（当該法人との間に支配関係がある法人をいう。以下4の7の4(4)イ（イ）において同じ。）との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で法人税法第61条の13第1項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下4の7の4(4)イ（イ）において「

適格組織再編成等」という。)が行われた場合(当該内国法人の当該適格組織再編成等の日の属する事業年度(以下4の7の4(4)イ(イ)において「組織再編成事業年度」という。)開始の日の5年前の日、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係があると認められる場合を除く。)において、当該適格組織再編成等が共同で事業を行うためのものに該当しないときは、当該内国法人の支配関係事業年度(当該内国法人と当該支配関係法人との間に最後に支配関係があることとなつた日の属する事業年度をいう。)前に生じた当該内国法人の欠損金額又は個別欠損金額及び支配関係事業年度以後に生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは、当該内国法人の組織再編成事業年度以後の繰越控除においては、ないものとする。(法人税法57④参照)

(5) 令第20条の3第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第66条の11の4の規定による認定事業適応法人の欠損金額又は個別欠損金額の損金の額又は個別帰属損金額への算入についても4の7の4(2)及び(3)に留意するものであること。

また、次の諸点に留意すること。(令20の3①・②)

ア 超過控除対象額の計算の基礎となる特例事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額には、令第20条の3第1項又は第2項の規定により読み替えられた法人税法第57条第2項の規定により当該認定事業適応法人の欠損金額又は個別欠損金額とみなされた金額は含まれないものであること。

イ 法人税の課税標準である所得又は連結所得の算定に当たり租税特別措置法第66条の11の4又は同法第68条の96の2の規定の適用を受けない場合であっても、所得割の課税標準の算定に当たっては、令第20条の3第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第66条の11の4の規定の適用を受ける場合があること。

適格組織再編成等」という。)が行われた場合(当該内国法人の当該適格組織再編成等の日の属する事業年度(以下4の7の4(4)イ(イ)において「組織再編成事業年度」という。)開始の日の5年前の日、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係があると認められる場合を除く。)において、当該適格組織再編成等が共同で事業を行うためのものに該当しないときは、当該内国法人の支配関係事業年度(当該内国法人と当該支配関係法人との間に最後に支配関係があることとなつた日の属する事業年度をいう。)前に生じた当該内国法人の欠損金額又は個別欠損金額及び支配関係事業年度後\_\_に生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは、当該内国法人の組織再編成事業年度以後の繰越控除においては、ないものとする。(法人税法57④参照)

ウ 事業税の仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に超過控除対象額及び当該超過控除対象額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り適用されること。

4の7の5 法第72条の23第2項及び第3項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）の所得の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の23②・③）

(1)～(14) 略

(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定によって自立支援医療費を支給することとされる指定自立支援医療とは、同法第58条の規定に基づき自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から受けた指定自立支援医療をいい、同法の規定によって療養介護医療費を支給することとされる指定療養介護医療とは、同法第70条の規定に基づき療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者等が受けた指定療養介護医療をいい、児童福祉法の規定によって肢体不自由児通所医療費を支給することとされる肢体不自由児通所医療とは、同法第21条の5の29の規定に基づき肢体不自由児通所医療費を支給することとされる通所給付決定に係る障害児に係る肢体不自由児通所医療をいい、同法の規定によって障害児入所医療費を支給することとされる障害児入所医療とは、同法第24条の20の規定に基づき障害児入所医療費を支給することとされる入所給付決定に係る障害児に係る障害児入所医療をいう。この場合において、当該指定自立支援医療、指定療養介護医療、肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療に要する費用の額とは、自立支援医療費、療養介護医療費、肢体不自由児通所医療費又は障害児入所医療費として市町村が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該指定自立支援医療、指定療養介護医療、肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療に要する費用の額として障害者総合支援法又は児童福祉法の規定により定める金額のうち、当該支給認

4の7の5 法第72条の23第2項及び第3項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）の所得の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の23②・③）

(1)～(14) 略

(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定によって自立支援医療費を支給することとされる指定自立支援医療とは、同法第58条の規定に基づき自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から受けた指定自立支援医療をいい、同法の規定によって療養介護医療費を支給することとされる指定療養介護医療とは、同法第70条の規定に基づき療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者等が受けた指定療養介護医療をいい、児童福祉法の規定によって肢体不自由児通所医療費を支給することとされる肢体不自由児通所医療とは、同法第21条の5の28の規定に基づき肢体不自由児通所医療費を支給することとされる通所給付決定に係る障害児に係る肢体不自由児通所医療をいい、同法の規定によって障害児入所医療費を支給することとされる障害児入所医療とは、同法第24条の20の規定に基づき障害児入所医療費を支給することとされる入所給付決定に係る障害児に係る障害児入所医療をいう。この場合において、当該指定自立支援医療、指定療養介護医療、肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療に要する費用の額とは、自立支援医療費、療養介護医療費、肢体不自由児通所医療費又は障害児入所医療費として市町村が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該指定自立支援医療、指定療養介護医療、肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療に要する費用の額として障害者総合支援法又は児童福祉法の規定により定める金額のうち、当該支給認

定障害者等が負担する額を加えた金額が課税標準算定上の特例の適用を受けるものであること。

(16) 略

## 9 収入金額の算定

4の9の6 電気供給業を行う法人の事業によって収入すべき金額から控除される購入電力の料金に相当する収入金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限るのであって、地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者等収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除の対象とならないものであること。（令22VII）

### 第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の3 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に、青色申告書の提出の承認を受けている法人又は青色申告書の提出の承認を受けていない法人で連結申告法人に該当するものが、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下5の3において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下5の3において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、法附則第9条の2の2の規定による控除（以下5の3\_\_\_\_\_において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

定障害者等が負担する額を加えた金額が課税標準算定上の特例の適用を受けるものであること。

(16) 略

## 9 収入金額の算定

4の9の6 電気供給業を行う法人の事業によって収入すべき金額から控除される購入電力の料金に相当する収入金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限るのであって、地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者等収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除の対象とならないものであること。（令22VI）

### 第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の3 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に、青色申告書の提出の承認を受けている法人又は青色申告書の提出の承認を受けていない法人で連結申告法人に該当するものが、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下5の3において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下5の3において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、法附則第9条の2の2の規定による控除（以下5の3及び5の4(2)において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

## 第6 申告納付並びに更正及び決定

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。（法72の26⑧・⑨）

(1) 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の11第5項、第68条の13第4項\_\_\_\_\_、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の6）

(2) 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項\_\_\_\_\_、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の7）

6の21 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人が法第72条の48第2項ただし書の規定に基づいて申告納付する場合において適用すべき税率は、その法人の事業年度開始の日から6月の期間の末日現在における税率によるものであること。（法72の24の8）

## 第6 申告納付並びに更正及び決定

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。（法72の26⑧・⑨）

(1) 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の22第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の6）

(2) 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の7）

6の21 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人が法第72条の48第2項ただし書の規定に基づいて申告納付する場合において適用すべき税率は、その法人の事業年度開始の日から6月の期間の末日現在における税率によるものであること。（法72の48②）

## 第9 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の4 電気供給業を行う法第72条の48第1項に規定する分割法人の分割基準に関し、同条第3項第2号ロ(1)の電線路とは、事業所等の所在する道府県において発電所（他の者が維持し、及び運用する発電所を含む。以下9の4において同じ。）の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。）と電氣的に接続している電線路（専ら通信の用に供するものを除く。以下9の4及び9の5において同じ。）であって、当該分割法人が維持し、及び運用するもののうち、電気学会電気規格調査会標準規格JEC-0222に定める電線路の公称電圧が66キロボルト以上のものであり、かつ、当該発電所が発電を行う場合においてその発電した電気を基幹系統側（基幹系統を通じて送電ネットワークへ向けて送電する側）に送電するために設けられた電線路をいうものであること。（法72の48③Ⅱロ(1)、則6の2②）

### 第3節 個人の事業税

#### 第11 課税標準の算定

11の6 所得税において青色申告の承認を受けている個人の繰越損失、所得税において青色申告の承認を受けている個人以外の個人の被災事業用資産に係る部分の繰越損失の繰越控除の取扱いについては、次の諸点に留意すること。（法72の49の12⑥・⑦）

(1) 所得税において青色申告の承認を受けている個人の前年前3年間の損失の繰越控除は、事業所得の算定上生じた損失であって、前年前に控除されなかった部分の金額に限るものであるが、当該損失の生じた年分につき事業税の申告をし、かつ、その後の年分につき連続して事業税の申告をしている場合で、当該損失の生じた年分につき所得税において青色申告の承認を受けているときに限り、認められるものであること。

なお、事業税においては、損失の繰戻しによる還付は行われないものであるから留意すること。

## 第9 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の4 電気供給業を行う法第72条の48第1項に規定する分割法人の分割基準に関し、同条第3項第2号ロ(1)の電線路とは、事業所等の所在する道府県において発電所（他の者が維持し、及び運用する発電所を含む。以下9の4において同じ。）の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。）と電氣的に接続している電線路（専ら通信の用に供するものを除く。以下9の4及び9の5において同じ。）であって、当該分割法人が維持し、及び運用するもののうち、電気学会電気規格調査会標準規格JEC-0222に定める電線路の公称電圧が66キロボルト以上のものであり、かつ、当該発電所が発電を行う場合においてその発電した電気を基幹系統側（基幹系統を通じて送電ネットワークへ向けて送電する側）に送電するために設けられた電線路をいうものであること。（法72の48③Ⅱロ(1)、則6の2③）

### 第3節 個人の事業税

#### 第11 課税標準の算定

11の6 所得税において青色申告の承認を受けている個人の繰越損失、所得税において青色申告の承認を受けている個人以外の個人の被災事業用資産に係る部分の繰越損失の繰越控除の取扱いについては、次の諸点に留意すること。（法72の49の12⑥・⑦）

(1) 所得税において青色申告の承認を受けている個人の前年前3年間の損失の繰越控除は、事業所得の算定上生じた損失であって、前年前に控除されなかった部分の金額に限るものであるが、当該損失の生じた年分につき事業税の申告をし、かつ、その後の年分につき連続して事業税の申告をしている場合で、当該損失の生じた年分につき所得税において青色申告の承認を受けているときに限り、認められるものであること。

なお、事業税においては、損失の繰戻しによる還付は行われないものであるから留意すること。

(2)～(4) 略

#### 第4章 地方消費税

##### 第5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) なお、令和2年12月から令和3年2月までの徴収取扱費算定期間においては、「22分の10」とあるのを「21分の10」として9(1)及び(2)の算定方法を適用し、令和3年3月  
から5月までの徴収取扱費算定期間においては、  
3月分については「22分の10」とあるのを「21分の10」として9(1)及  
び(2)の算定方法、4月から5月分については「22分の10」のまま  
9(1)及び(2)の算定方法を適用し、それぞれの算定方法に  
より算定した額の合算額を徴収取扱費とすることに留意すること。(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)附則5)

##### 第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

##### 第7 地方消費税の市町村に対する交付

11 地方消費税の市町村に対する交付については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(2)～(4) 略

#### 第4章 地方消費税

##### 第5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) なお、9(1)及び(2)による徴収取扱費の算定については、令和2年3月  
から5月までの徴収取扱費算定期間から適用されることとなるほか、令和3年3月  
までの間は、「22分の10」とあるのは「21分の10」となることに留意す  
ること。ただし、令和2年3月から5月までの徴収取扱費算定期間においては、  
3月分については「22分の10」とあるのを「17分の10」として改正前  
の算定方法、4月から5月分については「22分の10」とあるのを「2  
1分の10」として9(1)及び(2)の算定方法を適用し、それぞれの算定方法に  
より算定した額の合算額を徴収取扱費とすることに留意すること。(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)附則5)

##### 第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) なお、令和3年3月までの間は、10(1)中「22分の10」とあるのは「  
21分の10」と、10(2)中「22分の12」とあるのは「21分の11」と  
なることに留意すること。(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な  
改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年  
法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。)附則13②)

##### 第7 地方消費税の市町村に対する交付

11 地方消費税の市町村に対する交付については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) なお、令和3年3月までの間は、11(1)中「22分の10」とあるのは「

## 第8 地方消費税の使途

12 地方消費税の使途については、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

## 第5章 不動産取得税

### 第4 宅地評価土地の取得に対する特例

30 令和3年度の固定資産税の評価替えに関連し、宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額としているが、宅地評価土地とは、地目が宅地であるもの及び地目が宅地以外となっている土地でその価格がその土地と状況が類似する宅地に比準して求められるものをいうものであり、固定資産税にいう宅地評価土地の意義と同一であること。(法附則11の5)

## 第9章 軽油引取税

### 第1節 通則

#### 第2 課税標準等

12 課税免除

(1) 略

(2) 石油化学製品を製造する事業を営む者が行う一定の石油化学製品の原料の用途その他一定の用途に供する軽油の引取り及び令和6年3月31日までに行われる一定の軽油の引取りについては軽油引取税を課さないこととされているが、これらの取扱いについては、別途「軽油引取税の課税免除について」(平成21年4月1日総税都第20号)により了知されたいこと。(法144の6、附則12

21分の10」と、11(2)中「22分の12」とあるのは「21分の11」となることに留意すること。(地方税法等改正法附則13①)

## 第8 地方消費税の使途

12 地方消費税の使途については、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) なお、令和3年3月までの間は、12(1)中「22分の12」とあるのは、「21分の11」となることに留意すること。(地方税法等改正法附則13②)

## 第5章 不動産取得税

### 第4 宅地評価土地の取得に対する特例

30 平成30年度の固定資産税の評価替えに関連し、宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第73条の13第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額としているが、宅地評価土地とは、地目が宅地であるもの及び地目が宅地以外となっている土地でその価格がその土地と状況が類似する宅地に比準して求められるものをいうものであり、固定資産税にいう宅地評価土地の意義と同一であること。(法附則11の5)

## 第9章 軽油引取税

### 第1節 通則

#### 第2 課税標準等

12 課税免除

(1) 略

(2) 石油化学製品を製造する事業を営む者が行う一定の石油化学製品の原料の用途その他一定の用途に供する軽油の引取り及び令和3年3月31日までに行われる一定の軽油の引取りについては軽油引取税を課さないこととされているが、これらの取扱いについては、別途「軽油引取税の課税免除について」(平成21年4月1日総税都第20号)により了知されたいこと。(法144の6、附則12

の2の7、令43の6、令附則10の2の2)

## 第2節 徴収

### 第4 免税の手続

#### 19 免税の手続

軽油引取税の免税の手続については、免税制度の適正円滑な運営を期するため詳細に規定されているのであるが、免税用途に使用する数量が免税軽油使用者による正確な申請と道府県知事の適切な承認によって所要の充足をみることがその運営上最も要請される場所である。したがって、免税制度の運営に当たっては次の諸点に留意するものであること。(法144の21、法附則12の2の7)

(1)～(7) 略

(8) 法第144条の21第7項に規定する「その他やむを得ない理由」とは、軽油を必要とするときにたまたま希望した販売業者が軽油を所有していなかったことにより販売業者を変更する必要があること等を予想しているものであること。この場合においては、全国的な免税秩序の確保を期するため、条例において、免税証に他の販売業者から軽油の引取りを行ったことについての免税軽油使用者の氏名又は名称を記載しなければならない旨の規定を必ず設けるものとする。

(法144の21⑦)

の2の7、令43の6、令附則10の2の2)

## 第2節 徴収

### 第4 免税の手続

#### 19 免税の手続

軽油引取税の免税の手続については、免税制度の適正円滑な運営を期するため詳細に規定されているのであるが、免税用途に使用する数量が免税軽油使用者による正確な申請と道府県知事の適切な承認によって所要の充足をみることがその運営上最も要請される場所である。したがって、免税制度の運営に当たっては次の諸点に留意するものであること。(法144の21、法附則12の2の7)

(1)～(7) 略

(8) 法第144条の21第7項に規定する「その他やむを得ない理由」とは、軽油を必要とするときにたまたま希望した販売業者が軽油を所有していなかったことにより販売業者を変更する必要があること等を予想しているものであること。この場合においては、全国的な免税秩序の確保を期するため、条例において、免税証に他の販売業者から軽油の引取りを行ったことについての免税軽油使用者の記名押印を\_\_\_\_\_しなければならない旨の規定を必ず設けるものとする。

(法144の21⑦)